

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	野外彫刻「鳥の碑」のブロンズ鑄造、設置業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社岡宮美術
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、倒壊した野外彫刻「鳥の碑（作家：本郷新、所蔵：本郷新記念札幌彫刻美術館）」を、ブロンズ鑄造し再設置するものである。</p> <p>ブロンズ鑄造に当たっては、本郷新が生前に選択したブロンズの金属配合比率や着色の程度など、作品の完成度に係る事項を迅速かつ的確に判断する必要がある。</p> <p>株式会社岡宮美術は、本郷新の作品の鑄造を多数担い、本郷新作品の鑄造に精通している。本郷新記念札幌彫刻美術館に展示されている7点の彫刻作品の鑄造を請け負ったほか、本業務で用いる「鳥の碑」の石膏原型の型取り製作を行ったのも専門技術を持つ当該業者の熟練の技術者であり、その石膏原型から3点のブロンズ像を鑄造した実績がある。また、本郷家及び本郷新のかつての制作助手から、当該業者であれば本郷新作品の特徴を損なうことなく鑄造し設置業務までを遂行する能力と経験を有する旨の助言があった。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは、本郷新の作品を多数担うことで得た経験、知識及びノウハウを有する、当該業者のみである。よって、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に有さないものと認め、当該業者を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和2年7月8日